

I 制度のあらまし

1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供システムを車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。

行政文書公開	情報提供		
県民の請求に基づいて行政文書を公開する。	県民のニーズに応じて行政情報を積極的又は義務的に提供する。		
行政文書公開制度	窓口における情報提供	広報等による情報提供	行政手続等による情報提供
行政文書そのものの公開 (みせる)	行政情報の収集・整理・加工・伝達・閲覧・広聴 (あつめる) (つくる) (つたえる) (みせる) (きく)		
開かれた県政の確立、県民との共同作品としての県政の推進			
県政への理解と参加の促進			
県民と県との信頼関係の増進			

2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、地方自治の本旨に即した県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています（条例第 1 条）。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします（条例第 2 条）。

(2) 公開請求の対象

ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。制度発足後に作成、取得した行政文書が対象になりますが、30年保存の重要な行政文書は、制度実施前のものも対象になります。

イ 公開請求ができる県の機関

県のすべての機関（次の14機関）が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第3条）。

知事、議会、公営企業管理者（企業庁）、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会

(3) 公開請求ができる人

県の行政文書の閲覧又は写し等の交付の請求ができる人は次のとおりです（条例第4条）。

- ① 県内に住所を有する人
- ② 県内に勤務又は在学する人
- ③ 県内に事務所、事業所を有する法人その他の団体
- ④ その他行政文書の公開を必要とする理由を明らかにして請求する人又は法人その他の団体

(4) 非公開とすることができる情報

この制度は「原則公開」を基本とする一方、個人に関する情報など7項目の非公開とする情報が定められています（条例第5条）。

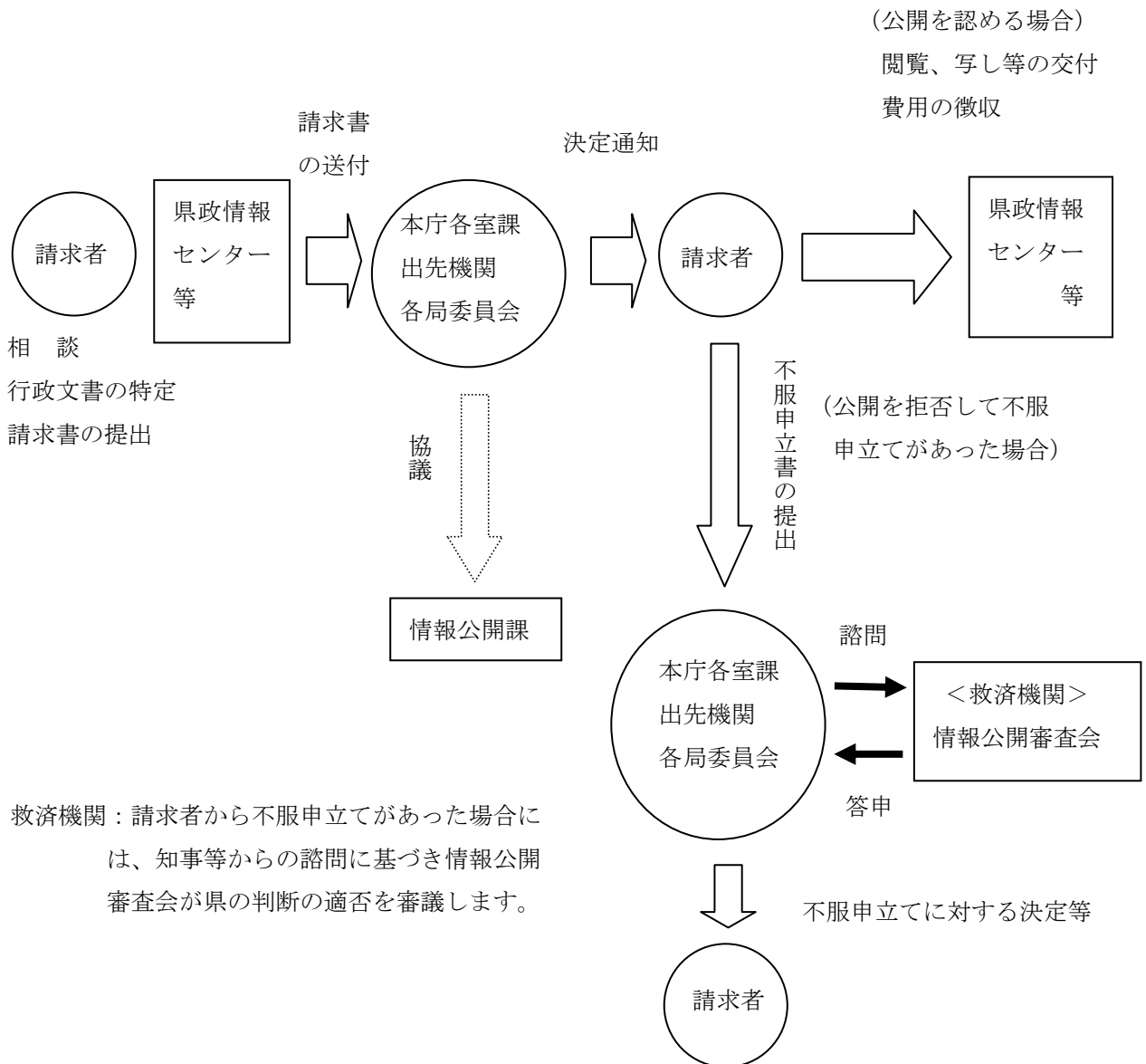
この7項目のいずれか一つに該当する行政文書は原則として非公開となりますが、この場合も非公開部分を容易に分離でき、しかも、残りの部分だけでも公開することが請求の趣旨に沿う場合は、一部公開します（条例第6条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第8条）。

(5) この制度を利用される人の責務

この制度によって情報を得た人は、条例の目的に即しその情報を適正に使用しなければなりません（条例第22条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



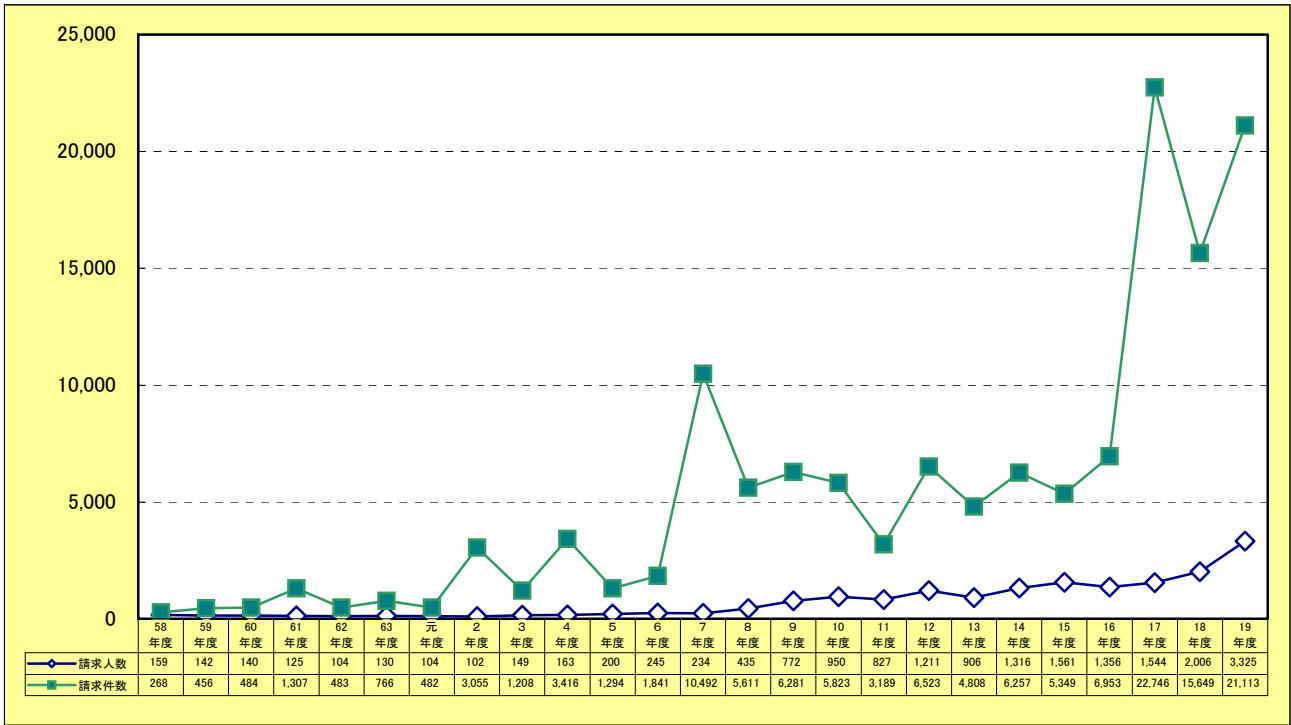
救済機関：請求者から不服申立てがあった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

II 運用状況

1 概要

平成19年度は、行政文書公開の請求者数（延べ数）が過去最多の3,325人、請求件数（請求対象文書件数）が過去2番目に多い21,113件でした（表－1）。

（表－1）行政文書公開請求の年度別状況



2 行政文書公開請求の状況

(1) 請求者、請求件数、請求内容

平成19年度の請求者数は3,325人（前年比+1319人）で、制度発足以来最多となっています。請求件数についても21,113件（前年比+5464件）と、過去最多を記録した17年度に次ぐ件数になりました。請求件数の多い主な行政文書は（表－2）のとおりです。

（表－2）請求件数の多い行政文書（上位10項目）

19年度	18年度
①建築計画概要書(4,398件)	①建築計画概要書(6,581件)
②政治資金収支報告書等(2,346件)	②古物営業関係文書(1,321件)
③死体検案書等(2,229件)	③建設リサイクル法届出書等(1,082件)
④古物営業関係文書(1,653件)	④県知事発注工事の設計書等(604件)
⑤特定高校の設計図書(1,315件)	⑤政治資金収支報告書等(413件)
⑥私立学校の定期検査結果資料等(1,273件)	⑥生徒会、同窓会及びPTA会則等(311件)
⑦特定高校に関する文書(928件)	⑦道路使用許可申請書(259件)
⑧県知事発注工事の設計書等(879件)	⑧開発行為関係文書(254件)
⑨選挙の公費負担請求文書(708件)	⑨食品営業許可台帳等(241件)
⑩執行伺票及び支出命令票等(595件)	⑩入学式実施状況集計表(174件)

行政文書公開請求を情報分野別にみると、行政一般の7,144件、次いで都市基盤の6,253件、防災・防犯の4,404件、教育の2,005件の順となっています（表－3）。

情報分野別の主な行政文書は（表－4）のとおりです。

（表－3）行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳

情報分野	58～13	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
人 口	1	—	—	—	—	—	—	1
土地・自然	139	9	—	9	9	12	1	179
資源・エネルギー	82	1	3	12	18	8	—	124
保健衛生	5,485	447	571	851	798	476	571	9,199
社会福祉	929	216	76	92	82	228	99	1,722
雇 用	179	15	9	9	10	—	—	222
消費生活	45	4	—	1	3	8	10	71
教 育	6,973	1,213	738	966	10,971	1,198	2,005	24,064
文 化	330	33	17	16	27	31	33	487
防災・防犯	1,771	701	69	747	2,847	1,953	4,404	12,492
都市基盤	13,313	524	956	367	4,411	9,537	6,253	35,361
交通・運輸	1,590	62	457	186	98	421	103	2,917
環 境	3,914	227	153	233	596	214	201	5,538
産 業	1,719	16	37	92	73	64	289	2,290
行政一般	21,317	2,789	2,263	3,372	2,803	1,499	7,144	41,187
計	57,787	6,257	5,349	6,953	22,746	15,649	21,113	135,854

（単位：件）

（表－4）分野別行政文書公開請求の内容

情報分野	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
土地・自然	1	国土法による届出書(1)
保健衛生	571	墓地計画関係文書(152)、食品営業許可台帳等(141)、薬局販売業者情報等(51)
社会福祉	99	介護保険事業者に対する改善指示書等(39)
消費生活	10	悪質事業者対策会議会議録等(5)
教育	2,005	私立学校の定期検査結果資料等(1273)、学校法人の財務計算関係文書(184)
文化	33	特定希少生物に関する資料(12)
防災・防犯	4,404	死体検案書等(2229)、古物営業関係文書(1653)
都市基盤	6,253	建築計画概要書(4398)、県知事発注工事の設計書等(879)、企業庁発注工事の設計書等(210)、都市計画法に基づく開発行為関係文書(196)
交通・運輸	103	道路使用許可申請書(26)
環境	201	八都県市首脳会議各部会配布資料等(51)
産業	289	水源林地積測量委託業務関係文書(109)
行政一般	7,144	政治資金収支報告書等(2346)、特定高校の設計図書(1315)、特定高校に関する文書(928)、選挙の公費負担請求文書(708)
合 計	21,113	

（単位：件）

実施機関（又は部局）別にみると、県土整備部の6,005件が最も多く、次いで警察本部長の4,607件、選挙管理委員会の2,445件、総務部の1,785件の順となっています（表－5）。部局別の主な行政文書の内容と件数は（表－6）のとおりです。

（表－5）行政文書公開請求件数の年度別・実施機関／部局別内訳

部局名	58～10	H11 改変後 部局名	11～16 年度	H17 改変後 部局名	17 年度	18 年度	H19 改変後 部局名	19 年度
総務部	3,272	総務部	1,108	総務部	89	99	総務部	1,785
企画部	705	企画部	688	企画部	86	137	企画部	1,405
		防災局	83	安全防災局	8	41	安全防災局	40
県民部	2,695	県民部	1,919	県民部	697	304	県民部	1,627
環境部	1,681	環境農政部	2,185	環境農政部	529	264	環境農政部	255
福祉部	1,562	福祉部	1,111	保健福祉部	901	696	保健福祉部	694
労働部	28	商工労働部	304	商工労働部	121	112	商工労働部	172
衛生部	6,749	衛生部	2,813					
農政部	793							
商工部	1,509							
土木部	14,626	県土整備部	4,461	県土整備部	4,609	9,394	県土整備部	6,005
都市部	2,461							
渉外部	106							
国体局	134							
出納局	167	出納局	28	出納局	1	8	会計局	3
地区行政 センター	917	地区行政 センター等	1,066	地域県政 総合 C 等	198	197	地域県政 総合 C 等	303
知事部局 計	37,405	知事部局 計	15,766	知事部局 計	7,239	11,252	知事部局 計	12,289
公営企業 管理者	697	公営企業 管理者	144	公営企業 管理者	43	159	公営企業 管理者	242
				病院事業 管理者	23	136	病院事業 管理者	3
議 会	2,325	議 会	923	議 会	67	68	議 会	58
教育委員会	2,100	教育委員会	10,203	教育委員会	10,474	1,002	教育委員会	1,434
人事委員会	33	人事委員会	38	人事委員会	—	13	人事委員会	22
監査委員	581	監査委員	225	監査委員	1	19	監査委員	12
地方労働 委員会	—	労働委員会	14	労働委員会	—	2	労働委員会	—
選挙管理 委員会	124	選挙管理 委員会	844	選挙管理 委員会	333	437	選挙管理 委員会	2,445
収用委員会	2	収用委員会	40	収用委員会	4	6	収用委員会	1
海区漁業 調整委員会	—	海区漁業 調整委員会	10	海区漁業 調整委員会	—	—	海区漁業 調整委員会	—
内水面漁場 管理委員会	—	内水面漁場 管理委員会	12	内水面漁場 管理委員会	—	—	内水面漁場 管理委員会	—
公安委員会	—	公安委員会	259	公安委員会	23	—	公安委員会	—
警察本部長	—	警察本部長	4,601	警察本部長	4,539	2,555	警察本部長	4,607
その他計	5,862	その他計	17,313	その他計	15,507	4,397	その他計	8,824
合 計	43,267	合 計	33,079	合 計	22,746	15,649	合 計	21,113

（単位：件）

(表-6) 実施機関／部局別行政文書公開請求の内容

部 局 名	件 数	主 な 請 求 対 象 行 政 文 書 の 内 容 と 件 数
総 務 部	1,785	特定高校の設計図書(1315)、法人設立届出書(360)
企 画 部	1,405	選挙の公費負担請求文書(708)、執行伺票及び支出命令票等(595)
安全防災局	40	自衛官募集事務関係文書(25)
県 民 部	1,627	私立学校の定期検査結果資料等(1273)、学校法人の財務計算関係文書(184)
環境農政部	255	八都県市首脳会議各部会配布資料等(51)
保健福祉部	694	墓地計画関係文書(152)、食品営業許可台帳等(141)、薬局販売業者情報等(51)
商工労働部	172	入校選考問題・解答(45)、貸金業者登録関係文書(40)
県土整備部	6,005	建築計画概要書(4398)、県知事発注工事の設計書等(879)、都市計画法に基づく開発行為関係文書(196)
会 計 局	3	経常物品単価表(3)
地域県政 総合センター等	303	水源林地積測量委託業務関係文書(109)
知事部局計	12,289	
公営企業管理者	242	企業庁発注工事の設計書等(210)
病院事業管理者	3	入札調書等(2)
議 会	58	議員の旅費支払関係文書等(21)
教育委員会	1,434	特定高校に関する文書(928)、教育委員会委員協議会の配布資料(101)
人事委員会	22	職員採用試験関係文書(22)
監 査 委 員	12	監査結果関係文書(8)
選挙管理委員会	2,445	政治資金収支報告書等(2346)
収用委員会	1	土地収用関係書類(1)
警察本部長	4,607	死体検案書等(2229)、古物営業関係文書(1653)
合 計	21,113	

(単位：件)

(2) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

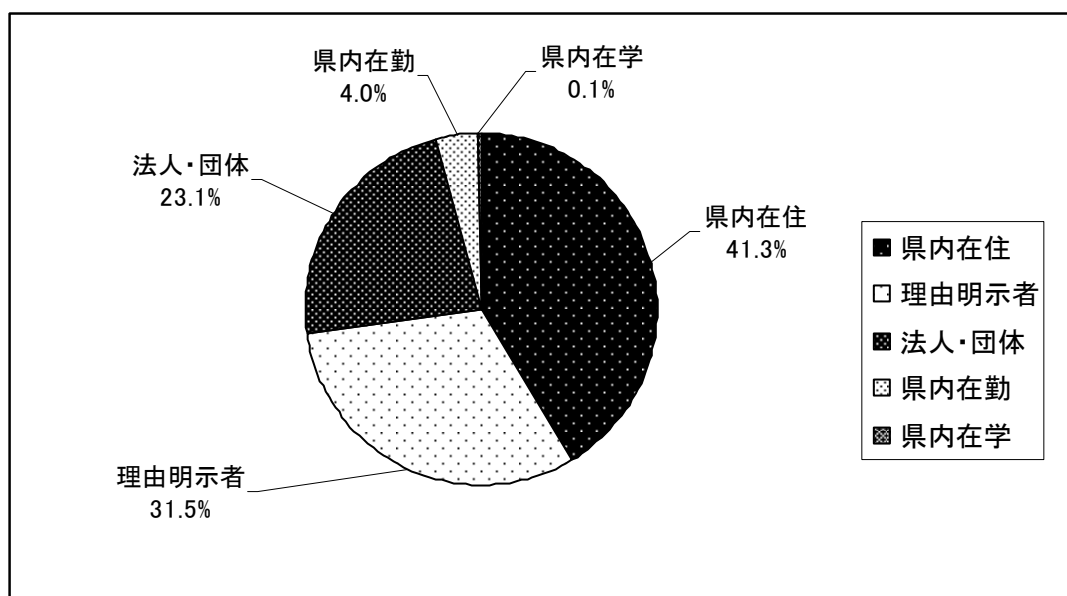
平成19年度の行政文書公開請求件数の請求者別内訳は、「県内に住所を有する者」からの請求が最も多く、全体の41.3%を占める8,720件、「公開を必要とする理由を明示する者」からの請求が6,658件、「県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」からの請求が4,869件となっています(表-7・図)。

(表一七) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

区 分	58～13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
県内在住	47,173	4,150	3,011	3,086	3,693	3,587	8,720	73,420
県内在勤	972	908	197	1,180	11,214	1,524	835	16,830
県内在学	290	1	1	1	12	2	31	338
法人・団体	8,801	893	979	1,430	2,505	1,222	4,869	20,699
理由明示者	551	305	1,161	1,256	5,322	9,314	6,658	24,567
計	57,787	6,257	5,349	6,953	22,746	15,649	21,113	135,854

(単位：件)

(図) 行政文書公開請求件数の請求者別割合（平成19年度）



(3) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行うことができ、また、公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成19年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は16,575件で、全体の78.5%を占めました。このうち、条例第12条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは1,636件、告知を行ったものは1,477件です（表一八）。

(表一八) 行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況

区 分	58～13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
第三者情報の件数	38,695	3,305	1,433	2,862	8,397	11,863	16,575	83,130
調査件数	5,385	224	151	96	218	223	1,636	7,933
告知件数	7,038	200	148	63	74	71	1,477	9,071

(4) 請求に対する処理の状況

21,113 件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが、9,529 件、一部を公開したものが 10,431 件、全部を非公開としたものは 1,153 件でした（表－9）。

非公開 1,153 件のうち、10 件は全部非公開によるもの、785 件は文書不存在によるもの、2 件は却下によるもの、356 件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるものです。

請求件数のうち、全部を公開した割合は 45.1%（平成 18 年度 74.7%）、一部を公開した割合は 49.4%（同 22.7%）、全部を非公開とした割合は 5.5%（同 2.5%）となりました。

（表－9）行政文書公開請求に対する処理状況

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一部公開	非公開	小 計	不 存 在	存 否	却 下	
58年度	212	44	12	268			(6)	268
59年度	359	73	24	456			—	456
60年度	390	86	8	484			—	484
61年度	1,212	70	25	1,307			—	1,307
62年度	248	121	114	483			—	483
63年度	370	160	236	766			—	766
元年度	401	58	23	482			—	482
2年度	2,751	214	90	3,055			—	3,055
3年度	918	191	99	1,208			—	1,208
4年度	2,956	443	17	3,416			—	3,416
5年度	906	353	35	1,294			—	1,294
6年度	965	860	16	1,841			—	1,841
7年度	848	9,464	180	10,492			—	10,492
8年度	3,244	2,141	226	5,611			—	5,611
9年度	3,208	2,983	90	6,281			—	6,281
10年度	3,936	1,823	64	5,823			—	5,823
11年度	1,629	1,157	403	3,189			—	3,189
12年度	2,376	3,927	220	6,523	(163)	(3)	(6)	6,523
13年度	1,079	3,558	171	4,808	(152)	(3)	(4)	4,808
14年度	2,086	3,698	473	6,257	(459)	(3)	(2)	6,257
15年度	2,652	2,260	437	5,349	(318)	(3)	(8)	5,349
16年度	4,061	2,602	290	6,953	(225)	(4)	(13)	6,953
17年度	14,296	8,004	446	22,746	(415)	(5)	(3)	22,746
18年度	11,696	3,557	396	15,649	(364)	(5)	—	15,649
19年度	9,529 (45.1%)	10,431 (49.4%)	1,153 (5.5%)	21,113 (100.0%)	(785)	(356)	(2)	21,113
計	72,328	58,278	5,248	135,854	2,881	382	44	135,854
構成比	53.2%	42.9%	3.9%	100.0%	—	—	—	

（注）不存在、存否応答拒否、却下の件数は、非公開件数の内数である

（単位：件）

(5) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、平成19年度は延べ15,253項に該当しています。この中で特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報（第1号）が9,692項で最も多く、非公開情報全体の63.5%を占めています。次いで、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報（第2号）該当が4,157項、職員の人事管理に係る情報などの事務等に関する情報（第4号）該当が762項、法令等の規定による公開することができないとされている情報（第7号）該当が362項となりこれら四種の非公開情報の合計で全体の98.2%を占めました。（表-10）

（表-10）非公開（一部公開を含む）情報の非公開理由別内訳

非公開情報の類型	58～13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
1号 個人に関する情報	24,672	3,396	2,157	2,301	7,362	3,391	9,692	52,971
2号 法人等に関する情報	17,462	1,282	459	673	1,441	1,125	4,157	26,599
3号 審議等に関する情報	939	26	63	36	12	30	19	1,125
4号 事務等に関する情報	7,081	2,232	574	588	1,832	673	762	13,742
5号 任意に提供された情報	2	5	8	16	12	17	4	64
6号 犯罪の予防等に関する情報	676	643	127	553	1,629	515	257	4,400
7号 法令等の規定による情報	475	4	1	69	9	33	362	953
(旧条例3号) 国等からの依頼等に関する情報	131	—	—	—	—	—	—	131
計	51,438	7,588	3,389	4,236	12,297	5,784	15,253	99,985

（単位：項）

(6) 諾否決定に対する不服申立て

平成19年度は、諾否決定に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、187件あり、前年度（9件）と比べて大幅に増加しました。内容は、次ページの（表-12）の諮問第385号から諮問第571号までに記載のとおりです。

また、審査会では「Ⅲ 情報公開審査会の開催状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに不服申立てがあり、審議中であった案件を含め12件について答申が出されました。判断の内容は、「不服申立人主張否認」が8件、「不服申立人主張一部認容」が4件となっています。

今までの答申345件に係る審議回数は、平均4.3回、諮問から答申までの日数は、平均602.6日となっています。平成19年度に答申があった案件について、平均審議回数は3回であり、また、指名委員による意見聴取の活用や類似案件の一括審議など答申の早期化を図り、諮問から答申までの平均日数は175.8日となっています。

（表-11）制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て （諮問）件数	情報公開審査会				決定 件数
	答申件数	取下げ	中断	係属中	
571件	345件	47件	3件	176件	345件

※ 決定件数には、答申されたものの事情により決定不要となったものを含む。

※ 諮問第278号、第284号及び第287号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。